学校安全ネット通信№12 （2016.11.7発行）

～ともに～ 皆心一つに

第14回公開学習会報告

日時　2016年9月24日（土）
午後5時～7時
場所　早稲田大学文学部

左　講師　細川　潔氏

右　講師　戸板真澄氏

教諭の勤務実態

戸板真澄

船橋市立中学校在職中の教諭であるとの自己紹介から始まりました。

一、職務について①授業②担任の仕事③成績及び通知表④公務における仕事の役割⑤部活顧問としての活動⑥出勤から退勤までの一日の流れ

二、様々な生徒たちと学校安全

と、テーマを分けた現在進行形の話は、目から鱗、興味深く聞き入りました。

自身が部活指導中バレーボールが顔面に当たり、**外傷性低髄液圧症候群**という難病を発症したこととその闘病生活に触れました。

学校生活は、危ない場所が多く、防ぎようのない子どもの怪我があることを具体的に話された。

教師の仕事のやりがいは、生徒の真直ぐ瞳と向き合える事と話を結びました。

―労災事案から見る教師の労働実態―

細川　潔

（精神疾患の公務災害事案より）

はじめに「教員の精神疾患による病気休職者数」を棒グラフで示し、次に「平成二十七年中における教師の自殺の状況」を円グラフで示されました。

円グラフでは五六・二八％が勤務問題で自殺し、内訳は「仕事失敗・職場の人間関係・職場の環境の変化・仕事の疲れ」などでした。

「教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題」として、社会的な状況、学校教育の充実対策、教職員の不調の背景を事案示し進められた話は、興味深く、考えさせられました。

第26回日本外来小児科学会年次集会の感想

２０１６年８月２７日（土）・２８日（日）

会場　かがわ国際会議場・展示場、サポートホール高松、JRホテルクレメント高松

私は初めてこのような学会に参加させていただいたのですが、想像していたことよりもずっと学べることがあり、とても充実しました。

現在は昔よりずっと医療が発達しており、テレビや新聞、雑誌に様々な病気の対策や治療法などが取り上げています。しかしその大半は成人にかかるものばかりで、小さい子どもたちに関するものはあまり書かれていません。

かく言う私も、自分が将来罹るかもしれない病気にしか興味を持たずに生活していました。

だから今回の学会でいろいろな方の話を聞いたり、資料を読んだりして、外国の貧困な子どもたちへの寄付をしていた一方で、自分の身しか心配していなかった自分に気付きました。様々な病気・障害で苦しんでいる子どもたちに携わっている方々の生のお声を聞けて、今の私に出来ることは何か、改めて考えさせられました。

溝口真菜（中央大学2年生）

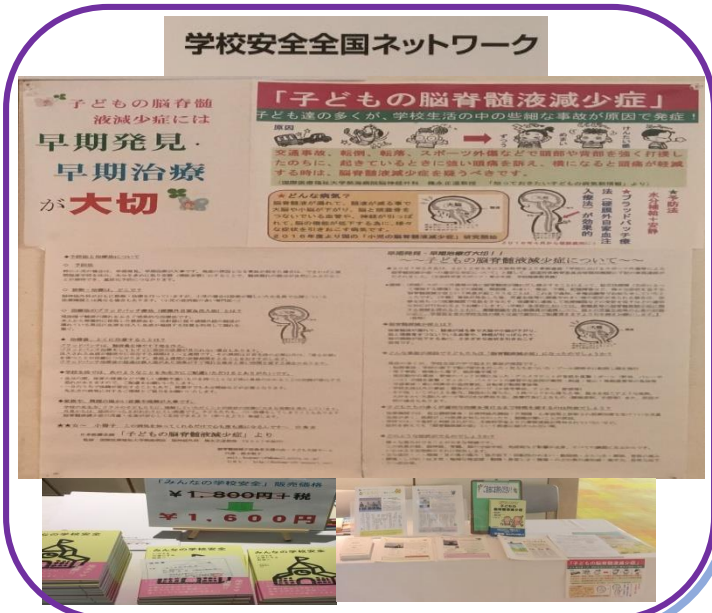

大川小学校津波訴訟判決を学ぶ

３．１１東日本大震災の津波で犠牲となった宮城県石巻市立大川小学校の児童２３人の遺族が「子どもたちがなぜ、犠牲にならなければならなかったにか」の答えを求め、市と県に損害賠償を求めた訴訟この判決を１１月１１日に学習します。お誘い合わせてご参加ください（下記）。

大川小学校児童たちの避難ルート

（石巻市提供の道路台帳平面図に加工）

著者　池上正樹・加藤順子（ポプラ社発行）
「石巻市立大川小学校「事故検証委員会」を検証するから援用

2011年3月11日	東日本大震災が発生。石巻市立大川小学校児童74人、教職員10人犠牲
12年1月22日	石巻市教育長が保護者に謝罪
10月28日	遺族が独自の報告書を市教委に提出
14年3月1日	第三者検証委員会が防災体制による避難委遅れとする報告書市教委に提出
10日	児童23人遺族が市と県に提訴
5月19日	第1回口頭弁論
15年11月13日	地裁の裁判官が現地を視察
16年4月8日	地裁で震災当時の校長を証人尋問
21日	現場教職員で生き残った教務主任の証人尋問却下
10月26日	地裁が市と県に約14億円の支払判決を言い渡す　(★市・県ともに控訴)

十月二十六日の「大川小学校津波訴訟」の判決を前に、新聞紙面で連日この大事故が注目たされてて取り上げられていた。判決後の二十七日の新聞紙面には「大川小学校遺族が勝訴」・「子どもたちの声が届いた」と大きな活字が並んだ。

学校の予見性が争点となったこの裁判では、「想定を上回る津波でも、学校が児童を守るべきだった」との司法の明確な判断がなられた。

★　判決の骨子

一、宮城県石巻市と県は連帯し、津波で死亡した大川小学校の児童二十三人の遺族に総額約十四億円を支払え

一、教員は津波発生前に、津波発生時の具体的な避難場所を明記するなど危機管理マニュアルを改める注意義務を負っていたとは言えない

一、地震の揺れが収まった後、しばらく校庭にとどまったことも、下校中の安全確保がなされていないとの判断に基づく必要な措置で、不当とは言えない

一、市の広報車が高台への避難を呼び掛ける前に、津波の具体的な危険が予見可能だったとは言えないが、呼び掛けを聞いた段階で、津波襲来を予見したと認められる

一、教員らが目指した堤防付近の交差点津波襲来を予見した中での避難場所としては不適当。学校の裏山に避難させるべきで、結果回避義務違反の過失がある

☆　一一月一一日の公開学習会はこの判決を軸に、学校安全の課題を語ります。

お知らせ（学校安全ネットのホームページをご覧ください！）

青少年スポーツ安全推進協議会第２回シンポジウム

「部活動問題を考える」報告

平成28年10月8日13時から17時東京駅のビジョンセンター東京にてシンポジウムを行いました。

当会としては、二度目のシンポジウムということもあり、部活動という狭いテーマに絞り三人の先生方に講演していただきました。

お一人目、日本体育協会公認アスレティックトレーナー宮本大輔氏より「スポーツ指導と自律教育」というテーマで、スポーツ＝楽しいという構図が成り立っていない

日本の現実及び海外との比較。また部活動という特殊な仕組みを持つ日本のスポーツの歴史についてお話をしていただきました。

お二人目、名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授　内田良氏より「部活動における子どもと先生の安全・安心を考える『ブラック部活』から『部活ハラスメント』まで」というテーマで、教員、子どもにとって部活動をする、しないは本来えらべるものでなければならないという事。学校の部活動という場が競技スポーツの育成のためにあるという現状をデーターをもとにお話ししていただきました。

三人目、日本スポーツ法学会理事、スポーツ政策創造研究所代表　鈴木知幸氏より「教育行政からみた運動部活動の課題と今後のあり方」というテーマで、行政に長く在籍されていた立場からみた問題点をお話しいただきました。

最後に登壇者の先生方とゲストを交えてのディスカッションを、出井博文弁護士の司会によりまとめていただきました。参加者70名、教員、行政関係者の参加が多いシンポジウムとなりました。スポーツ事故の原因となる安全意識の低さや暴力問題、指導者や保護者の安全に関する認識の甘さは部活動という日本特有のシステムを改正することで、かなりの部分は
良くなっていくのではと私は考えております。
今後とも同じテーマのシンポジウムを運営していく予定でおります。
一人でも多くの方にスポーツ安全について知識を広めていくことができればと思っております。

文責　澤田　佳子
（青少年スポーツ安全推進協議会　会長）

十月二十九日・三十日催された「学校事故事件被害者全国弁護団第五回神戸研究会」に参加した。

常日ごろ、「指導死」について、現場の教師にこの問題を考えて欲しい、どの様な投げかけをすれば良いのかと思い悩み、今一歩を踏み出せないでいた。

内海千春氏が話された研究会テーマ「被害者の現実、被害者の『心』を考える」を聞きながら、「アッ！　これぱパワハラなのだ！」と思い至った。

【指導死とは、教師や部活指導者による児童生徒へのパワーハラスメントなのです。】

※このパワーハラスメントとして学校事故を考えると、関係性が明確になるのではと思った。

平成24年1月30日、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」によると、職場の**パワーハラスメント**（**パワハラ**）とは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を …

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員　３，０００円　☆賛助会員　５，０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。
振 込 先　　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　　学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　０３－３５１１－５０７０
FAX　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地

〒１０２－００７１
東京都千代田区富士見
２－７－２
ステージビル１７０６号
南北法律事務所　内

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.10

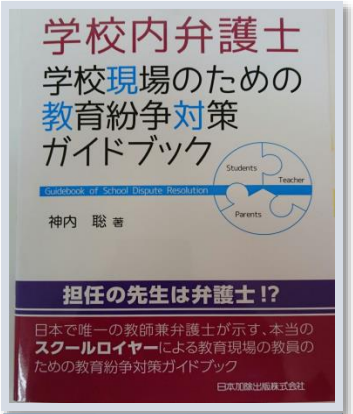

出版社	日本加除出版
著　者	神内　聡
価　格	2700+税
刊　行	2016年8月
※	A5版　272頁

学校内弁護士　学校現場のための教育紛争対策ガイドブック

弁護士が教員を5年やるとこういう意見になる、という本だった。

読み進めると、教員と純粋な外部者である弁護士との間にあるある種のギャップは、教員の勤務状況の過酷さから生じるものなのではないかと思った。

部活動は課外活動であるからその顧問教員にはそもそも法的な責任はないかのような主張があったり、あるいは学校事故の多くは不可避的に発生するものという前提に立ち、学校の危機管理体制を万全化すれば、かえって学校の法的責任が成立しやすくなるという見地から、事故を防止しようとして真面目に立ち会っていた教員が、かえって立ち会っていなかった教員よりも法的責任を負う可能性が高くなるので、教育機関として妥当なレベルの危機管理体制で足りる、といった意見には幻滅した。そして、いじめや体罰は教師の努力次第では減らすことは十分に可能だという建設的な主張がある一方でそれができない現実の問題点の分析がないことには大きな不満が残った。

学校に関わる者は、およそ、子ども達の通う学校というものを、少しでも安全で楽しいところにしたいという思いを持っていると思っていた。「教師という職業は本当に素晴らしい職業で、他のどんな職業でも代えられない魅力とやりがいがあると思います。」と述べていることは、私も強くそう思うし、立場の過酷さを除外すれば、聖職であることに異論はないと思う。われわれ人類の未来を作る装置の担い手であるから、聖職ではないわけがない。30年後、40年後の人類は、教師の手にかかっているのである。

教師の置かれた立場は、おそらく私の想像をはるかに超えるほど、大変なものであるのだろう。そして、それは、おそらく筆者の言うとおり、過酷すぎる現状があり、それを改善していくべきという主張は理解できないわけではない。

しかしながら、いずれにしても、視点として持つべきなのは、あくまでも子どもにとって、学校はどうあるべきなのか、子どものために教師はどうしていくべきなのか、子どものために、社会はどのように学校を捉えなければならないのか、ということなのである。本書が教員という立場からのものの見方に終始している印象を受けたことは、学校現場の問題を考える上で、あまりにも部分的なものの見方に終始してしまっているせいではないか。教員の立場を法的に分析したり、その立場からの多くの問題点の解決方法を提案していることは、多くの教員の参考になると思われるし、それを弁護士が提案しているということも、教員にとってはとても心強いことかもしれない。しかしそれが子ども達のため、あるいは子ども達にとっての学校の改善になるのか、それを視野に入れた提案であるのか、そうした根源的な疑問を持たざるを得なかったのである。

教員はもちろん、教員ではなくても、およそ学校問題に携わる者が共通して持たなければならないことは、われわれ大人が、子ども達の未来をどうやって作っていくか、ということではないのか。そのために、私たちは全力を尽くさなければならないはずである。学校を考える際、子どもの未来のことをまずは主軸に置いた議論を展開すべきであって、教職員の分掌が不明確だから責任はないとか、児童が起こす問題は家庭の責任であるなどと言った短絡的な議論を教員がしているのであれば、われわれは幻滅せざるを得ない。それが現状の問題点の提起であるとしても、子どもが亡くならないために、事故を無くすために、障害を負わないために、あるいは子どもを安心安全な環境に置くために、われわれはどうしたらよいのか、という究極の目的をまずは念頭に置いた上で議論をすべきである。

紛争現場に関わる弁護士の一人として語弊を恐れずに言えば、判例の言い回しの問題点などは正直言ってどうでもいい。学校の責任分担として、しかるべき結論が出されるのであれば、裁量論であろうが、安全配慮義務・注意義務論であろうが構わない。理屈はどうでもいいから、子どもを失った親に、せめてもの正義の匂いを伝えたいと思う。教員の仕事が素晴らしいものが分かっているのであれば、人類の究極の目的を暖かい心でがっしりと掴んだ上で、冷静明晰な分析を展開すべきであろう。子どもを育む装置としての学校を、究極的にはどうするべきなのかという視点をより前面に出して、その上で、10年後にもう一度教員として、そして弁護士として、両方の立場を併せ持つハイブリッド特有の視点から、本書をリバイスしていって欲しいし、その時にこそ本書がおそらく有益なものになることは間違いがない。

弁護士　出井博文